

# 木造住宅除却補助金の主な変更点

## 申請の流れ

～R 7 年度

R 8 年度～

耐震診断または  
容易診断

耐震診断または  
容易診断

認定申請

認定

交付申請

交付  
決定

工事着手

工事着手

工事完了

工事完了

1 年以内

1 月末

翌年度の  
9 月末

交付申請

交付  
決定  
額の  
確定

実績報告

繰越  
承認

額の  
確定

### ■工事前に交付申請を行います。

・旧制度では工事後に交付申請を行っていましたが、新制度では工事前に交付申請を行い、交付決定後に工事にとりかかることができます。

### ■繰越手続が必要となる場合があります。

・実績報告の期日が交付申請した年度の**1月末日**までとなります。  
 ・実績報告が**1月末日**までに行えない場合は繰越承認申請が必要になります。  
 ・繰越承認を受けた場合は、実績報告の期日は翌年度の**9月末日**までになります。

### ■様式が変わります。

・高知市建築指導課のホームページに掲載しています。なお、旧制度で認定を受けている方の交付申請（工事後）は令和7年度の様式を使用してください。